

那教生市ス第 234 号  
令和 4 年 2 月 22 日

那覇市スポーツ少年団  
本部長 安里 勉 様

那覇市教育委員会  
市民スポーツ課  
課長 上江洲 寛  
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」解除後のスポーツ少年団活動の対応について（協力依頼）

平素より、当課の事業に御理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

各小中学校長宛てに別紙「「まん延防止等重点措置」解除後の部活動の対応について（再通知）」のとおり通知がありました。

本県における「まん延防止等重点措置」は解除されたものの、引き続き、感染防止対策の徹底が求められております。

つきましては、スポーツ少年団の活動を行う場合においては、感染症対策を徹底し、活動時間や活動内容を制限するなど、感染リスクを抑えた活動の実施をお願いします。

また、学校体育施設を使用する活動の際は学校側と十分に調整し、学校の指示の下での使用をお願いします。